

# 大熊町ゼロカーボン推進補助金交付要綱 概要

## 交付の目的

町民や新たに居住する者、大熊町内の事業者に対して、町内への帰還・居住、町内での事業活動の再開・開始に当たって追加的に要する費用を補助しこれを促進するとともに、再生可能エネルギーの導入等の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する。

## 補助対象経費


※平成31年4月10日から本補助金の施行までに要した費用についても、遡及して補助する。

### ◆おおくまゼロカーボン建築物支援事業

対象事業	補助額	補助要件
<b>ZEH (戸建て住宅)</b> 	<b>300万円/棟 (定額)</b> ※ 工事費が一棟当たり300万円を下回るときは、その金額 <加算項目> ①県産木材使用：20万円/棟 ・構造用部材に所定量以上 ②長期優良住宅：50万円/棟 ・長期優良住宅に認定 ③LCCM住宅：50万円/棟 ・LCCM住宅に認定	・平成31年4月10日以降、町内での居住実態を有する者又は本補助事業完了後町内に居住することが認められる者（以下「町民等」という。）が対象。 ・一戸建ての新築住宅であること ・自家消費用の太陽光発電が設置されること ・ZEH基準への適合 ①強化外皮基準（UA値5地域：0.6 [W/m <sup>2</sup> K] 相当以下） ②再エネを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再エネを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減
<b>ZEH-M (集合住宅)</b> 	<b>100万円/戸 (定額)</b> ※ 工事費が一戸当たり100万円を下回るときは、その金額 <加算項目> ①ZEH-Mの達成：20万円/戸 ・再エネを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上の一次エネルギー消費量削減 ②長期優良住宅：20万円/戸 ・長期優良住宅に認定	・新築の集合住宅であること ・自家消費用の太陽光発電が設置されること ・住宅の用途に供する部分がNearly ZEH-Mの基準に適合 ①強化外皮基準（UA値5地域：0.6 [W/m <sup>2</sup> K] 相当以下） ②再エネを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 ③再エネを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上の一次エネルギー消費量削減
<b>ZEB (事務所等)</b> 	<b>1万円/m<sup>2</sup></b> ※ 工事費が1 m <sup>2</sup> 当たり1万円を下回るときは、その金額 <加算項目> ①Nearly ZEBの達成：2千円/m <sup>2</sup> （再エネを加えて75%以上削減） ②ZEBの達成：4千円/m <sup>2</sup> （再エネを加えて100%以上削減）	・平成31年4月10日以降、大熊町内で事業を営む事業者又は本補助事業完了後に大熊町内で事業を開始することが認められる者（以下「町内事業者等」という。）が対象。 ・新築の非住宅の建築物であること ・自家消費用の太陽光発電が設置されること ・非住宅の用途に供する部分がZEB Readyの基準に適合（再エネを除き基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減）
<b>省エネルギーフォーム</b>	<b>対象経費の3分の2 (上限：150万円)</b> ※ 設備費+工事費	・町民等及び町内事業者等が対象 ・住宅のエネルギー消費性能の向上に資するリフォーム ・オール電化/外皮性能向上
<b>緑化・環境改善</b>	<b>対象経費の2分の1 (上限：20万円)</b> ※ 材料費+運搬費+工事費	・町民等又は町内事業者等大熊町内の自宅又は事務所に新たに庭木、植栽等を設置し、二酸化炭素吸収源の増加に資する場合

### ◆再生可能エネルギー設備等導入事業

対象経費：町民等が、大熊町内の住宅に太陽光パネル又は蓄電池を設置する際に要する経費及び町内事業者等が、大熊町内の事業所に太陽光パネル又は蓄電池を設置する際に要する経費

対象事業	補助額	補助要件
<b>太陽光パネル</b> 	<b>最大出力(kW) ×10万円</b>	・自家消費を目的とするもの ・オンサイト又はオフサイト+自営線 ※売電するものは補助対象外
<b>蓄電池</b>	<b>定置式 リチウムイオン電池</b> <b>最大充電量(kWh) ×10万円</b>	・太陽光発電と合わせて設置すること
	<b>可搬式 リチウムイオン電池</b> <b>最大充電量(kWh) ×5万円</b>	・EV又はPHVから充電可能であること

### ◆次世代モビリティ導入事業

対象経費：町民等が、大熊町内での生活の用に供するものとして、新たにEV、PHV又はFCVを導入する際に要する経費及び町内事業者等が、大熊町内での事業活動の用に供するものとして、新たにEV、PHV又はFCVを導入する際に要する経費

対象事業	補助額	補助要件
<b>EV</b>	<b>50万円/台 (定額)</b>	・以下の①又は②に該当すること ①町民等が、大熊町を拠点として使用するために導入するもの ②町内事業者等が、自らの事業の用に供するものとして導入するもの ・新車新規登録車両であること ・申請当該年度に自動車検査証の交付を受けられる車両であること ・リースの場合は、車両賃貸借が4年以上の契約であること
<b>PHV</b>	<b>20万円/台 (定額)</b>	
<b>FCV</b>	<b>50万円/台 (定額)</b>	
<b>V2H</b>	<b>対象経費の2分の1</b> ※ 新設：設備費 ※ 後付け：設備費+工事費 ※ 保守・点検費	・設置場所と同じ場所を本拠としてEVもしくはPHVを使用していること
<b>充電設備 (急速/普通)</b>	※ 保守・点検費 -水素充填設備のみ -最大10年間	・設置者以外が所有するEVもしくはPHVに充電を行うものであること
<b>水素充填設備</b>		・FCVへの水素充填が可能なのであって、商用でないもの。

※**おおくまゼロカーボン建築物支援事業のZEH,ZEH-M及びZEBへの補助（黄色）**は、**再生可能エネルギー設備等導入事業並びに次世代モビリティ導入事業のV2H及び充電設備に対する補助（緑色）**と併せて申請不可